

午前11時 開会

○吉峰副委員長 皆さんこんにちは。

御案内の時間が参りましたので、ただいまから高松市議会基本条例（素案）に関する市民との意見交換会を始めさせていただきたいと思ひます。

この意見交換会は、当初、先月8月10日に予定をいたしておりましたけれども、御案内のように台風が接近をしてきておりましたので、急遽延期ということで、きょう意見交換会ということで開催をさせていただいたわけでございます。9月23日、秋分の日で祝日でございます、何かと御多用の中を、このようにたくさんの皆様方に意見交換会に参加をいただきまして、本当にありがとうございました。

本日の意見交換会の司会進行をさせていただきます議会運営委員会の副委員長をさせていただきます吉峰でございます。どうか最後までよろしくお願ひを申し上げます。

本日の日程でございますけれども、この後に中村議長から御挨拶を申し上げました後、岡下議会運営委員長より、まず、議会基本条例の今日までの検討課題・検討経過、また、議会基本条例（素案）を皆様方に説明をさせていただきたいと思ひます。その説明後に、本日御参会の市民の皆様方から率直な忌憚のない御意見をいただきまして閉会になるわけでございますけれども、所要時間を、意見交換会の時間として1時間程度を考えておりますので、どうかよろしくお願ひを申し上げます。

説明に先立ちまして、本日、皆さん方に配付をいたしております資料の確認をさせていただきたいと思ひますが、お手元にA4の高松市議会基本条例（素案）解説という冊子とアンケート用紙、そして、注意事項などを配付させていただいておりますけれども、皆さん方のお手元に間違いなく届いておりますでしょうか。配付漏れはないでしょうか。その中で、アンケート用紙につきましては、御記入の上、終了後に回収箱を用意しておりますので、回収箱にお入れいただきますようよろしくお願ひを申し上げます。

また、注意事項にもありますように、本日の意見交換会はインターネットで中継をいたしておりましたので、意見交換会の会議録は、近日中に市議会ホームページで公開する予定でございますので、あらかじめお知らせをしておきたいと思ひま

す。

また、携帯電話をお持ちの方はマナーモードに切りかえるなど、御協力をよろしくお願いを申し上げます。

本日、この意見交換会がスムーズに進行でき、実りのある意見交換会になりますように、どうか皆さん方の御協力を心からお願いを申し上げます。

それでは初めに、中村市議会議長より御挨拶を申し上げます。

○中村議長 皆さんこんにちは。

ただいま御紹介いただきました高松市議会議長の中村順一でございます。

本日は大変お忙しい中、また、先ほどもお話しがございましたように、きょうは祝日にもかかわりませず、このように多くの皆さん方の御参加をいただき、高松市議会基本条例（素案）に関する意見交換会が開催できますこと、主催者を代表いたしまして厚く御礼を申し上げます。

開会に当たりまして、最初に、私のほうから本日の意見交換会を開催するに当たりまして経緯等を簡単にお話をさせていただきます。

昨今の地方分権の進展に伴いまして、地方自治体みずからが決定すべき事項が拡大するとともに、社会構造の急激な変化を受け、少子・超高齢社会への対応など各種の今日的課題が山積する中におきまして、我々市議会の果たすべき役割は、ますます重要かつ増大しておりまして、市民の皆様から多様な御意見をお聞きし、それを市政運営にしっかりと反映していくという議会本来の使命をしっかりと果たし、従来にも増して、より一層、市民に開かれ信頼される存在となることが求められていると存じます。

このような中、本市議会では、平成9年以降、任意の組織であります議会改善検討委員会において、その時々時代の要請に応える形で議会運営にかかわる各種の改善・改革を行ってまいりましたが、昨年7月からは、その協議の場を正規の組織であります議会運営委員会に移して、これまでの議会改革の成果等も踏まえ、本市議会及び議員個々の活動の最も根幹となる指針として、全8章で構成する議会基本条例の制定に向けて検討協議を進めてきたところであります。当委員会では、議員研修会や先進地視察を初め、これまでに計15回、委員会を開催し、議員間の自由討議の手法で活発な協議を重ねた結果、ことし4月25日、条例素案が取りまとめられましたことから、本日、素案の概要について市民の皆様にご説明

をさせていただき、忌憚のない御意見を頂戴し、今後の条例づくりに反映させていきたいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

なお、この種の会議は本市議会では初めてのことでありまして、何かと不行き届きの点等もあろうかと存じますが、何とぞ御容赦いただきますよう重ねてお願いを申し上げます。

最後になりましたが、本日の意見交換会は、既に行われておりました議員個人の市政報告会とは異なり、市議会という機関が御説明するものでありますことをあわせて御理解いただき、意見交換会の進行に御協力いただきますことを重ねてお願いを申し上げて、開会に当たっての御挨拶とさせていただきます。本日は御参加いただきまして、まことにありがとうございました。

○吉峰副委員長 中村議長、ありがとうございました。

資料等の説明に入ります前に、本日出席の議員の紹介を私のほうからさせていただきますと思います。

〔正副議長及び議会運営委員紹介・挨拶〕

○吉峰副委員長 以上が議会運営委員会の委員でございますけれども、この議会基本条例は委員全員でこの素案をつくってまいりました。議会運営委員会の委員以外にも議員、たくさん来られておりますので、御紹介だけ私のほうからさせていただきますと思います。

〔出席議員紹介・挨拶〕

○吉峰副委員長 以上の議員が、きょう出席をしております。

それでは、議会基本条例の素案の説明に入らせていただきたいと思います。

○岡下委員長 済みません、皆さん改めておはようございます。

御紹介をいただきました議会運営委員長の岡下であります。

先月10日、台風で延期になりまして、四、五日前の天気予報では、またまた台風の影響があるのかなと心配しておりましたが、こうして大勢の皆さんと意見交換会が開催されますこと、私からも改めてお礼を申し上げたいと思います。

先ほど中村議長の御挨拶でも申し上げたとおり、本市議会では議会の活性化とより開かれた議会を目指して、議会及び議員の活動原則等に定めた高松市議会基本条例の制定に向けて、私ども議会運営委員会を中心に検討を進めてまいりました。これから説明に数字等もございますので、資料を見ながら説明をさせていた

だけたらと思います。

議会運営委員会では、昨年7月2日の第1回会議以降、これまでに計15回開催しております。この間、昨年11月には議会基本条例について全ての議員が共通認識を持つために議員研修会を開催したほか、ことし1月には既に議会基本条例を制定して積極的に議会改革に取り組んでおります先進地の視察も行う中で、素案を取りまとめ、去る5月2日の議員全員協議会において、おおむね了解を得ることができました。そこで、本日は素案の内容について市民の皆様にご説明をさせていただき、忌憚のない御意見を頂戴して、今後の条例案に反映をしたいと考えてまして意見交換会を開会をいたしました。

説明に当たりましては、まず、市議会の活動概要等について御理解をいただくために、市議会の視点から市民の皆さんと市議会、そして、市長との関係のほか、市議会の仕組みなどを説明させていただいた後で議会基本条例（素案）について説明をさせていただきます。

なお、先ほど司会の吉峰副委員長からもお伝えしましたとおり、本日の意見交換会につきましては会議録を作成した上で、近日中にホームページに掲載することとしております。また、市議会のホームページからリンクしておりますユーストリームにおきましてインターネットライブ中継を行いますとともに、後日、録画映像を配信しておりますので、よろしくお願いをいたします。

まず、最初なんです、中学校の社会科1年生のようなお話をされるかもしれません。中には、釈迦に説法の方が大勢いらっしゃるかもしれません。ひとつお許しをいただいて、素案に関する部分、基本的な仕組みについてお話を申し上げたいと思います。

まず、最初の画面でありますけれども、本会議議場の正面に、漆芸がかかっております。明石朴景作の「樹間群翔」という作品であります。高さが6メートル、横が5メートルの大作であります。手前に見えるのが松です。高い松、高松をあらわしております、カモメが飛んで、奥が屋島をあらわしてるそうでございます。高松が平和で永遠に繁栄することを願って明石朴景先生が創作されたとお聞きしております。

次、お願いします。

市議会と市政ですが、高松市を快適で、より住みやすいまちにしていこうため

に、市民全員で話し合っ進めていくことが理想的な住民自治であります。極端に言えば、高松の1カ所に集まって42万人の方が議論することが一番なのでしょうが、現実的には不可能なことをごさいます。困難でありますので、私たちは代表者を選び、その代表者が自分のかわりに話し合うということにしており、その代表者が市議会議員であり、市長であります。間接民主主義であります。

左下の図は、市議会と市長の関係をあらわした図であります。地方自治体は、市民の皆さんが直接選挙で選んだ市長と議会がお互いに独立し、対等な関係にある二元代表制をとっております。市長は市民から直接選ばれた首長であり、いわゆる大統領であります。施策を実現するためには予算・条例など議会の議決を必要としております。市議会は議決機関、市長は執行機関と言われておりまして、市長と市議会の関係は、よく車の両輪に例えられます。それで、右側に車の絵——救急車を入れましたけれども、車は片方だけでは動きません。両輪が均等に動いて初めて前へ進んでまいります。昼夜を問わず走り回ってる救急車をそのために入れさせていただきました。隣はカバ君が乗っておりますエコカーでありますけど、環境に優しく、市民に優しく、時代の先取りをして進んでいこうということで、イラストを入れさせていただきました。

次、お願いします。

市議会の仕組み・運営であります。

市議会議員の任期は、御存じのとおり4年、市議会議員の定数は条例で定められており40名と定めています。また、議長と副議長は議員の中から選挙で選ばれます。本会議は定例会と臨時会とがございまして、定例会は毎年3月・6月・9月・12月の4回開催すると条例で決められております。また、臨時会は必要があるときに開催いたします。そして、議案等を専門的に効率よく審査を行うため、常任委員会・特別委員会・議会運営委員会等の委員会を設置しております。

次、お願いします。

委員会のうち常任委員会でございますが、高松市議会には総務消防常任委員会・教育民生常任委員会・経済環境常任委員会及び建設水道常任委員会の四つの常任委員会があります。各委員の定数はそれぞれ10人で、議員は必ず、このうちの一つの委員会の委員になることが義務づけられており、常任委員の任期は1年となります。

次、お願いします。

特別委員会ですが、特別委員会は特定の問題を審査・調査するため議会の議決によって設置される委員会として、現在、本市議会では新病院等整備特別委員会・都市交通対策特別委員会及び総合防災対策特別委員会の三つの特別委員会が設けられております。また、各会計決算の審査を行うため、例年、9月から12月にかけて決算審査特別委員会が設置されます。決算審査の委員会のところに横線を引いておりますが、別に誰もいないという意味ではございませんで、決算審査の場合、議長が例年、先ほど申し上げた9月から12月、今議会で10人の決算審査特別委員会を設置しまして、委員長・副委員長が決まったところであります。これから本議会が終わり次第、決算審査の特別委員会が始まります。

次、お願いします。

(1)の開かれた市議会を目指してでありますけれども、市議会は文字どおり広く市民の皆様が開かれた市議会を目指してございまして、そのための手段として本会議・委員会の傍聴を初め、ケーブルテレビやインターネットで本会議の中継も行っていきますので、ぜひごらんいただけたらと思います。

次、お願いします。

(2)の開かれた市議会を目指してとしまして、市議会のホームページにおきまして本会議・委員会の開催案内、会議録、ライブ中継・録画配信、議員ごとの賛否がわかる議決結果、議員紹介、市議会の交際費、政務活動費など掲載しておりますので、あわせてこちらもぜひごらんいただけたらと思います。

次の画面、お願いします。

冒頭に申し上げましたが、本日の説明会はユーストリームにてライブ中継を行っております。また、後日、録画配信も行う予定としております。本日の会議録は、後日、高松市議会ホームページに掲載する予定であります。

次の画面をお願いします。

それでは、ここから、いよいよ本題に入りますが、最初に高松市議会基本条例（素案）の制定までについて、まず、御説明を申し上げたいと思います。

まず、本日配付しております高松市議会基本条例（素案）の解説の1ページをお開きください。

パワーポイントで説明しておりますので、暗いかもしれませんが、お許しをい

ただきたいと思います。

ここには、昨年7月2日以降15回にわたる議会運営委員会での協議内容等を掲載しておりますが、協議に当たりましては市民の傍聴やマスコミ等に公開する中で、委員間による自由討議を主体に活発な議論を行いました。また、昨年11月には、第29次及び第30次地方制度調査会委員を歴任された山梨学院大学教授の江藤先生を招いての議員研修会、また、ことし1月には議会基本条例を制定しております。また、議会改革に積極的な四日市市及び松阪市の行政視察も行う中で素案を取りまとめております。

次の画面をお願いします。

2ページをごらんいただきたいと思います。

この条例の構成図でありますけれども、この基本条例は前文のほか、第1章、総則、第2章、議会の活動原則等、第3章、議員の活動原則等、第4章、市民と議会との関係、第5章、議会と市長との関係、第6章、議会の機能強化、第7章、議員定数及び議員報酬及び第8章、補則の以上8章建てで全29条で構成しております。

次の画面をお願いします。

3ページをお開きいただきたいと思います。

前文でございます。

前文では、より親しみやすい表現とするため、ですます調で構成し、議会の位置づけ、機能を定義した上で、昨今の地方分権時代における地方議会の役割が増大をしていることを踏まえ、市民の皆さんの意思の反映に全力を尽くすことなどを決意し、議会及び議員活動の根幹となる指針として、全議員の総意により本条例を制定するものとしております。前文は、いわば決意表明のようなものでございまして、条例の最も重要なところでございますので、読み上げさせていただきます。

高松市議会は、日本国憲法で定める地方自治の本旨に基づき、市長とともに市民の直接選挙によって選ばれた議員で構成する市の最高意思決定機関です。また、議会には二元代表制のもとで市長、その他の執行機関との立場及び権能の違いを踏まえ、常に緊張感を保ちながら市政運営について調査・監視及び評価を行うとともに、政策提案及び政策提言に努めることが強く求められています。一

方、地方分権の進展により地方公共団体の自己決定権が拡大するなど、大きな社会構造の変化や各種の今日的課題が山積しております。このような中、地方議会は地方の自主・自立のため、市民の多様な意見を踏まえ市政に反映するという本来の使命を十分に果たし、より一層、市民に開かれ市民から信頼される存在となる必要があります。このため、高松市議会は、豊かで美しい里海——瀬戸内海と優しい里山に囲まれた本市で暮らす全ての人々の生活の質の向上を旨とし、議会の活性化を積極的に推進するとともに、市政に対する市民の意思の反映に全力を尽くしていくことを気持ちを新たに決意するものであります。ここに議会及びその構成員である議員一人一人が活動するに当たっての最も根幹となる指針として、全議員の総意によりこの条例を制定します。

以上のように、気持ちを新たに決意しようとするものであります。

次の画面をお願いします。

5 ページをお開きいただきたいと思います。

第1章、総則であります。まず、第1条、目的では、市長と議会という二元代表制のもと、議会の役割及び基本的事項を定め、議会がその機能を発揮して市民福祉の向上等に寄与することとしております。

次に6 ページでございます。

第2条、基本理念では、議決機関である議会として、市民皆さんの意思を反映した公平・公正な議論を通じて、地方自治の本旨の実現を目指すこととしております。

次の画面、お願いします。

第3条、基本方針では、先ほどの基本理念に基づき市民の皆さんと情報の共有、参画機会の保障、市政執行に係る監視及び評価、議員間での討議の活性化による政策提案及び政策提言への取り組みのほか、継続的な議会改革を行うことの4点を挙げております。

次の画面、お願いします。

次の画面、7 ページをお開きいただきたいと思います。

第4条、この条例の位置づけでは、本条例を議会に関する基本的事項を定める条例と位置づけ、他の条例等の制定や改廃時の整合を図るなど、この条例の内容を尊重することを明記しております。

次の画面をお願いします。

9 ページをお開きいただきたいと思います。

第2章、議会の活動原則でありますけれども、まず、第5条、議会の活動原則では、開かれた議会を初め政策提案機能等の強化、市政の監視及び評価、議員間での討議による合意形成のほか、議長の職務遂行上の中立性等を明記しております。

次の画面をお願いします。

第6条、議員間討議では、合議制の機関であります議会として議員間での討議により合意形成を図り、政策提案等を積極的に行うとともに、これに係る議長及び委員長の責務を明記しております。

次の画面をお願いします。

慌ただしいですが、意見交換会の時間を多くとるため、簡単に説明させていただきます。

次、10ページを開きいただきたいと思います。

第7条、議決責任及び説明責任では、市政の意思決定を行う機関としての議決責任の重さを深く認識するとともに、主権者である市民の皆さんに対する説明責任の所在を明記いたしました。

次の画面をお願いします。

第8条、危機管理では、この条例の特色の一つとして、近い将来その発生が確実視されている南海トラフ巨大地震等、大規模災害発生時において市民の皆さんの生命・財産を守るため、議会として市長等と協力して危機管理に努めることを簡潔に明記しております。

次の画面をお願いします。

11ページをお開きいただきたいと思います。

第3章、議員の活動原則等でございますが、まず、第9条、議員の活動原則では、議会が言論の場、また、合議体の機関であることを踏まえた議員間での討議の尊重、全体の奉仕者としての活動及び調査活動等を通じた議員個々の資質向上の3点を掲げております。

次の画面、お願いします。

第10条、議員の政治倫理では、市民の代表者である議員として高い倫理性が求

められていることを自覚し、品位の保持に努めるとともに、平成18年に制定しました高松市議会議員政治倫理条例を行動規範とすることを明記しております。

次の画面、お願いします。

第11条、会派では、同一の理念を共有する議員で構成し、活動する旨、会派の定義を規定しますとともに、議会の意思を決定していく上での有効な組織としての役割等を明記しております。

次の画面、お願いします。

12ページをお開きいただきたいと思います。

第12条、政務調査活動では、市長と議会という二元代表制のもと、議員としての責務を十分に果たすために、政務活動費の交付に関する条例に基づき、政務活動費の有効活用による調査研究の促進や市民の皆さんへの使途の、使い方の説明責任等を明記しております。

次の画面、お願いします。

13ページをお開きください。

第4章、市民と議会との関係でございますが、まず、第13条、情報公開の推進では、会議公開の原則のもと、議会での審議状況や個々の議員の議決に当たっての賛否の情報などの積極的な発信とともに、より傍聴しやすい体制を確保するべく、傍聴の方々への資料提供の充実に努め、情報共有を図ることにより、議会活動の透明化に努めることなどを明記しております。

次の画面をお願いします。

第14条、市民参加の推進では、市民参加を推進するため、多様な市民の皆さんの意見を反映した議会運営に努めるとともに、公聴会等、専門的知見等を活用して議会審議の反映に努めること、また、委員会では請願等の審査に当たって必要に応じて提出者の意見を聞く機会を設けることを明記しております。

次の画面、お願いします。

14ページをお開きいただきたいと思います。

第15条、議会報告会では、議会の審議状況の報告のほか、市民に対する意見交換会の場として議会報告会を設け、市民の皆さんへの情報提供や情報共有に努めるほか、議会報告会に必要な事項は別に定めることを明記しております。

次の画面、お願いします。

第16条、広報広聴の充実では、より多くの市民の皆さんが議会及び市政に関心を持っていただけるよう、議会の広報広聴機能の充実を目指すことを簡潔に明記しております。

次の画面、お願いします。

16ページをお開きください。

第5章、議会と市長等との関係ですが、まず、第17条、基本原則では、市長と議会の二代表制を踏まえて、市長との緊張関係の保持により監視及び評価機能を発揮するとともに、議会審議の活発化やよりわかりやすい議会運営とするため、選択制による一問一答方式の採用、また、それと表裏一体の関係にあります市長等への反問権の付与を併記しております。また、これらの具体的な運用等については、今後、協議することとしております。

次の画面、お願いします。

第18条、政策等の監視及び評価では、市長が議会に提出した計画・施策及び事業を初めとする重要な政策等に係る審議では、その背景や目的・効果など記載の6点について説明や情報提供を義務づけるほか、議会においても論点や争点を明らかにするとともに、政策評価に資する審議に努めることとしております。

次の画面、お願いします。

17ページをお開きください。

第19条、予算案及び決算における政策説明資料の作成では、予算・決算の重要性に鑑み、市長に対してわかりやすい説明資料の作成を求めることとしております。

次の画面、お願いします。

18ページをお開きいただきたいと思います。

第6章、議会の機能強化のうち、まず、第20条、議決事件ですが、御承知のように、議会の議決事件については地方自治法で予算・決算や条例などが列挙されておりますが、それ以外で特に重要と思われる案件等については条例で議決事件とすることができるとされております。そこで、本市議会では、昨年3月定例会におきまして議員提案により、法改正で策定義務がなくなりました総合計画基本構想の制定・改廃、また、定住自立圏形成協定の締結等を新たに議決事件として定めてまいりましたが、今後におきましても議会の調査及び監視機能強化の一環

として、その積極的な拡大を図ろうとするものであります。

次の画面をお願いします。

第21条、検討会等では、市政の課題に関する調査を行い、議会の調査権に基づく調査研究を行うため、法定外の会議の設置を可能とすることとしております。

次の画面、お願いします。

19ページをお開きください。

第22条、政策提案等では、議会の重要な権限の一つであります政策提案機能等を強化する一環として、議員発議による条例提案など、各種の手法を用いて積極的に政策提案を行うことを明記しております。

次の画面をお願いします。

第23条、議員研修の充実では、議会主催による議員研修会の充実強化を図ることにより、議員個々の資質向上はもとより、議会全体の政策提案機能等の強化につなげる旨を明記しております。

次の画面をお願いします。

第24条、議会改革の推進では、後ほど述べますが、第29条の見直し手続にも関連しますが、昨今、目まぐるしく変化しております社会情勢等に伴う市政運営上の諸課題に適時適切に対応すべく、議会改革に積極的に取り組むことを明記しております。

次の画面、お願いします。

20ページをお願いします。

第25条、議会事務局であります。これも本条例の特色の一つでございます。これまで以上に議会の政策形成能力の向上が求められている現在、その支援組織である議会事務局の体制の強化と市長との事前協議を明記しております。他都市の条例でも余り例を見ない条文となっております。

次の画面をお願いします。

第26条、議会図書室では、議員の調査研究を支援するために設置されています。議会図書室の図書・資料等の充実について明記をしております。

次の画面、お願いします。

21ページをお開きください。

第7章、議員定数及び議員報酬のうち、まず、第27条、議員定数ですが、議員

定数については既に定数条例で定めておりますものの、地方自治法改正により上限数が撤廃されたことを受け、定数の根拠なり将来的に改正する上での注意点などを明記しておく必要があると考え、人口や面積などのほか、将来予測と展望を十分に考慮するとともに、広く市民の意見を聞くこととしております。また、議員定数については、議員定数条例に定めることと明記をしております。

次の画面、お願いします。

第28条、議員報酬ですが、議員報酬の額につきましては、既に高松市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例で明記されており、また、その金額の見直しに当たっても報酬等審議会での審議に委ねられておりますことから、別に条例で定めるとしてしております。

次の画面、お願いします。

22ページをお開きいただきたいと思います。

最後の第8章、補則でございますが、第29条、見直し手続では、議会は常にこの条例の目的が達成されているか否かについて検証するとともに、市民の意見や社会情勢の変化等を勘案して、必要に応じて条例内容について検討する旨を明記しました。

最後に、附則といたしまして、この条例を平成27年4月1日から施行することとしておりまして、運用は議員の新任期から運用したいと考えております。

なお、想定しておりますスケジュールでは、本日の意見交換会を経まして調整の後、12月定例会で条例提案をしたいと考えております。

済みません、長時間にわたっての説明になりましたが、お聞きいただいて大変ありがたく思っております。最後のほうは、きょうは意見交換会ということで、どうしても簡単な説明になりましたが、お許しをいただきたいと思います。

以上で説明を終わらせていただきます。

○吉峰副委員長 ただいま岡下委員長のほうから、今回取りまとめた議会基本条例の素案につきまして、1条から29条まで時間の関係で簡潔な説明になったかと思っておりますが、ただいまから皆さん方の御意見をいただきたいと思います。

ただ、御承知のとおり、本日の意見交換会は議員個人や会派が主催をしているのではなくて、高松市議会として開催をいたしておりますので、答弁につきましては基本的には個人的な見解を述べるのは控えさせていただきたいと思います。

また、なるべく多くの方から御意見や御発言をいただきたいと思いますので、お一人1問ということをお願いをいたしたいと思います。御発言をされる方は、最初にお名前を言っていただいて御発言をいただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

それでは、御発言をいただきたいと思います。

○市民 1点だけ伺いたしますが、せんだってでも私は議会運営委員会を傍聴させていただきました。そんな中で意見として出たんですが、常任委員会が四つ、特別委員会が今のところ三つあります。これが同時の時間でやるということであれば、片方は聞けないんです。あとの三つを聞けないんですよ。これは、やはり市民に情報を開放するというのであれば、やはり日にちを変えるとか時間を変えるとか、こういうことは配慮すべきだと思うんですが、いまだに変わらないんです。これはどういう意味ですか。

○岡下委員長 済みません、御質問いただいて、議会運営委員会にも出席をいただいておりますので、それを踏まえて御意見を頂戴しました。

御質問の意味なんですが、常任委員会が四つ、特別委員会が三つありますが、高松市議会の場合は同時に開催しております。ですから、先ほど質問があったように、聞きたい委員会が聞けないがという御質問であります。

実は、議会運営委員会でも今、先ほど質問があったように議論をしております。いろんなプラスとマイナスがある、これは私の意見ではなく、議会運営委員会での議論の過程なんですが、当然、四つの委員会をばらばら、その日1回にしますと、当然、4倍の日程がかかるということもございます。ただ、今、指摘のとおり、これから市民に開かれた議会、透明な議会を目指す以上、議論に上がっており、貴重な御意見をいただきましたので、ぜひまた参考にさせていただき反映していきたいと思います。

○市民 これは12条にあります政務調査活動の内容でございしますが、議員さんは他へ出張した折に交通費・駐車料金は、この政務調査活動費に含まれておるんですか、おらないんですか。

それと、我々市民がこの会に出席した折には、市民駐車場を利用してくださって言われて、駐車するんだけど、1時間はカードで無料になるが、それ以外は有料で市が取っていくんや。これは何度も私、ほかの会ではお話ししたんだけ

ど、一向に議会とかには上がってこんので、きょう、こういう会があったので、声を大にして委員長にお尋ねいたします。

○岡下委員長 質問のお話、大枠で2点あったかと思います。順番に今までの過去の経過、現在の状況について、まず、御説明申し上げます。

政務活動費であります。

きのうも兵庫県議会が開かれていて、市民の皆さん一番興味あるところだろうと思います。まず、高松市議会でありますけれども、政務調査費ということで平成13年に13万円が支給されておりました。その後、平成17年度に3万円を減額して、現在、月10万円が支給をされております。それで、詳細を話すと、また長くなるんですが、出張旅費とかどういうふうにしてるんですかと。市議会の場合は、まず、1円でも領収書の添付が必要であります。先ほどあえて詳しい話はしなかったんですが、ホームページを見て政務活動費のところをクリックしていただいたら、各議員の状況がわかります。ただ、詳細な中身については情報公開請求の中で公開をするようになりますけれども、それぞれの議員が幾ら支給されて幾ら使っているか。それと大枠ですけれども、先ほど質問がありました出張旅費なんかも、ちょっと不安になられたんだらうと思います。仮に、私たちも政務活動費の中での出張もありますが、復命書というのをつけなければなりません。領収書だけではだめです。何の目的で何の調査をして、どういう結果が得られたか報告する必要がございます。ですから、これは私の考えが入るかもしれませんが、兵庫のようなことは考えられないと思っております。

それと、駐車場であります。

今おっしゃるように、一般の市民の方が1時間しか無料でないのに、きょうだけ認めるわけにもいかない。それと、役所のことなんで、従来から1時間以内で業務のほうは終わるだろうということで、ただ各種会合がございます。なかなかそちらのほうは、私たちは直接意見を申し上げるわけにもいきませんので、きょうも本当にそういう意味では1時間しか無料になりませんので、申しわけありませんとしか。ただ、意見を踏まえて、こういう意見交換会、また、市の委員として出席する場合、当局に対しても貴重な時間を費やして協力していただいとるわけなんで、今後、ぜひ先ほどの問題とは別に、私も声を大にして言いたいと思います。よろしいでしょうか。

○市民 議員さんは領収書を持って帰れば、10万円の中から払ってくれるんですか。他の業務で出ておった折に、有料駐車場で2,500円要ったんだと。その領収書を持って帰ったら、議員さんは10万円の中から見てくれるんですかということを知りたい。

○岡下委員長 仮に政務活動費で2,500円をつければ、基本的に認められます。ただ、駐車場代の2,500円だけではだめですよということを申し上げたい。何のために何時から何時まで何の会に行つてどういう成果を得たか、領収書だけでは認めておりませんということを私、申し上げたかったんです。

○市民 当然のことですかね。

○岡下委員長 はい。当然、市民から見たら当たり前の話なんですけども。以上であります。

○市民 第14条ですが、その3に委員会は請願及び陳情の審査に当たつて必要があると認めるときはとあるが、この必要と認めるとは各請願・陳情の付託された委員会のほうの委員長か、そのあたりは誰が認めるのか。

それと、私としては、ぜひ審査に当たつて申し出があれば機会を設けるというふうに絶対書いてほしいと思う。ほかの大体5都市ぐらいですけれども、陳情者等が意見を求めるところが結構あります。そのあたりの、そういう例は把握されてないのでしょうか。

○岡下委員長 先ほど申し上げたように、今後のことはまず置きまして、現在の状況は、どういう状況で陳情・要望等を市のほうで受けておるかということについて御説明を申し上げたいと思います。

まず、陳情であります。

なかなか陳情・要望については、一般市民の方にはわかりにくいと思うんですが、今年度の状況を皆さんにお伝えしたいと思います。

私たちが陳情・要望を受けた場合、まず、議会のほうで検討させていただきます。中身によつたら、これは教育民生に付託する、これは総務消防に付託するというように案件を整理してまいります。参考までに、平成25年度、昨年ですけれども、まず現状を申し上げますと、総務消防常任委員会関係で7件、それから、教育民生常任委員会関係で4件、経済環境常任委員会関係で1件、建設水道常任委員会関係で5件、合計17件の陳情を受理しております。

それと、御質問のありました、要するに陳情者が意見を言う機会、これも基本的には議会のほうで必要な場合は、過去に現実的に説明を受けた実績もございません。経済環境常任委員会のほうで、市内観光地の活性化方策についてJTBの高松支店長のほうから意見陳述を求めたり。

いろいろと全国から郵送で来る場合もあるんです。全国で相手も見えない、陳情書の趣旨がわかりにくいような陳情もあります。ですから、入り口で、議会のほうで判断をさせていただいて、後は各委員会の中で、陳情者の意見を聞く必要があると認めた場合については。ただ、本日も説明したように、今回の条例素案の中でできるだけ地元の陳情者の意向を確認する意味で、そういう場を多くしていこうという意味も含めた基本条例の素案でもありますので、そのように理解させていただいて結構かと思えます。

○吉峰副委員長 御理解いただけましたか。

○市民 結局、じゃあ委員会で認めるのか認めないのか。

○岡下委員長 当然、委員会も含めてであります。必要であれば、陳情者の意見を委員会において陳述していただく機会も、今後は必要に応じてつくっていこうという趣旨であります。

○市民 政務活動費の件ですが、今、全国的に問題になっておりますとおり、やはり説明責任をきちんと果たしていくことをしていかなければいけない中で、第12条のところですが、現在の情報公開のあり方だとホームページの公開状況も不十分だと思います。それと、わざわざ情報公開請求をしないと領収書の添付などが見ることができないのが現状で、情報公開請求をしないで閲覧できるように、例えば議会図書館などにその冊子を置いて、いつでも誰でもが見れるようにするという公開のあり方に変えていくべきだと思いますが、この運用はどのようになりますでしょうか。

○岡下委員長 先ほども御質問がございましたが、本当に地方議会・地方議員に対する不信感が募っていると私ども議員も感じております。そこで、先ほどの質問でありますけれども、公開はしておりますが、正直言って、今の状況を見ますと、細部の領収書については情報公開請求をしなければ見れないというのも現状であります。議会基本条例の中で、明らかに政務活動費について説明責任を果たすと書いておきまして、貴重な御意見をいただいたと思っておりますので、今後

の議会運営委員会で検討してまいりたいと思います。

○市民 本会議はインターネット中継していますね。委員会も、インターネット中継をしていただけたら非常に助かります。市民活動をしていて、後から情報がかなりおくれて入ってくると、市民活動の動きと何かずれを感じてしまうんですが、素早く議会の様子を知ることができ、繰り返し検索して見ることでいたら助かるんですが、いかがでしょうか。

○岡下委員長 本会議はインターネットでも公開している。委員会のほうの審議が、なかなか皆さんにわかりにくいという御質問ですね、重ねて聞きました。

インターネットは、今の時代の流れだろうと思います。予算等の問題はあるんですけども、私たちも今、素案で申し上げたように議会の透明性をできるだけ図る、また、情報を発信するという、皆さんにお約束をする条例をつくっておるわけで、今後、議会運営委員会でぜひそういう御意見も反映して、幅広く情報発信したいと思います。

○市民 私は、どこの集会へ行きますしても、99%声が聞こえないんです。ただし、きょうは皆さん方がマイクを口に近づけて、丁寧に発言しているので、非常によく聞こえて、とってもありがたく思います。それと私、たまに高松市議会の傍聴に行きますが、ほとんど聞こえない。それは、よその都市ではどうなっているのかよくわかりませんが、私の聴力障害を数字的に言いますと、右は105デシベル、左は95デシベルなんです。マイクの声が高かったら割と聞こえますので、高松市議会でも耳の不自由な人々に対する御配慮をお願いできたらと思います。済みません、要望であります。

○岡下委員長 実績としまして、数カ月前ですか、手話通訳の陳情がございまして、そのときには手話通訳者に本会議のほうに入っていたいただいた実績もございまして。当然、障害のある方々についても開かれた議会、透明性の高い議会ということで、既にその議論は進んでおります。特に、そういう現場の方の御意見を聞きまして、ぜひ積極的に取り組んでいきたいと思っております。

○市民 この素案では、合意形成を図るとか合意形成に努めるということが、やたらと強調されています。これは少数意見の軽視につながる、あるいは討議を一方的に打ち切ることにつながりかねない。また、拙速に多数決へ走りかねない、こういう危険性をはらんでいます。公約を掲げて当選した議員には、それを市民

の多様な意見を反映するために議会に諮って意見を述べる、そして、意見をなるべく通すという責務があるが、どうしても妥協できない点というのものもあるはずで
す。そういう自由な議員の活動を、この条例では、かえって縛ってしまうおそれ
があるので、この点については反対いたします。

○岡下委員長 済みません、そういう議論も議会運営委員会ではございまして、
合意形成、議員間討議に努めるということで、私たちの真意は、今、言うように
議員間の議論を尽くし、できるだけ最終的に議員間の合意を形成していこうとい
う趣旨で、何ら少数意見を無視するとか、例えば、先ほど心配されておりました
けれども、市議会レポートの中でも、また、ホームページでも各議員の賛否、議
案に対する賛成・反対を表示しています。議員間討議を進めて合意形成に努める
ということが、全部を賛成せよ、多数決に全部せよという意味ではございませ
ん。一方で、今、言われたように各議員の少数意見でも反対の意思表示ができる
ということで市議会レポートやホームページにも表示しております。なかなか言
い方が難しいんですけど、議会の理念・方向性を議員間で率直な意見を述べ合
い、今、言われたようなことを、みんなで考えていこうという意味で、こういう
文面にさせていただいています。真意を理解していただけたらありがたいと思
います。

○市民 いや。そういう真意があるのなら、それをきちんと条例文案に明記すべ
きです。でないと、そういう意見はあったが、結果としては盛り込まなかった
と。それでは、反対意見はあったけれども、結果として、それをレポートなんか
に載せているからいいじゃないかというのと同じです。私が望んでいるのは、そ
の結果が出る前、ここで強調されている議員間討議を尽くすためには合意形成が
金科玉条になってはいけないと。その歯どめをちゃんとつけるつもりなら、条例
にちゃんと明記すべきだと考えます。

○岡下委員長 解釈の違いがあるんですが、そういう御意見もいただきましたの
で、また、議会運営委員会で、きょうの意見も踏まえて積極的に議論する予定で
ありますので、ぜひ参考にさせていただけたらと思います。

○市民 第29条、最後に見直し手続という項目があると思うんですが、最後の補
則です。議会はこの全部を含んでいる文面です、あとはうっと全部です。ほ
んなら、これを見直す場合は議会運営委員会というふうに解釈していいんです

か。

○岡下委員長 基本的には議会運営委員会をつくり、今後……。ただ、素案については現在、議長の御下命を受けて。

○市民 いや、今後のことです。

○岡下委員長 ですから、今後のことについては、先ほど申し上げたように見直しの手続きを含めて、当然、見直しの条文があるんですから、制定後に、どこでするかは決めてまいりたいと思います。

○市民 今は、その案はないのですか。

○岡下委員長 まず、つくることが……。これが通っていませんので、まだ。

○市民 いや、通ったら、後、すぐ自動的に動くんでしょう。

○岡下委員長 そうです。当然、それも。

○市民 そうしたら、それを見直す機関というたらおかしいけども、受け皿があってもいいんじゃないんですか。

○岡下委員長 当然、受け皿もつくっておかなければ意味がありません。

○市民 お願いします。以上です。

○市民 先ほど、皆さんから意見がいろいろあったと思うんですけど、議会運営委員長さんは皆さんの質問に、結局、これからそれを考えると、質疑していくと、考えていくというばかりで、クエスチョンマークばかりです。そして、この条例の中に市民のために奉仕していくと、奉仕をするという文言もありますよね、この条文の中に。そして、もう一つは、市民の意見を把握して全体の奉仕者としての活動をするという、議員の活動方針。もう一つは、第2章第8条、市民の生命などを守るために市長等と協力して危機管理に努めること。そうすると、それは努めること、じゃあどうするんですかと、努めることに関しては、結局、どういう答えが出てるんですかと。これは、どこのテレビ見ても同じようなことを言ってますよ。ここでクエスチョンマークで終わってる。だから、3.11の、あの事件もあのままとまってしまってるわけ。だから、高松市としては、この第8条、品格、奉仕する、そういうことに関して、どのように奉仕していくか、どのように危機管理をしていくか、どのように品格を高めていくか。

そして、もう一つは、傍聴席で市民が発言すると、それをとめられます。それはわかります。しかし、発言した人が、そういう暴言を吐いたならば、これはま

た、とめられてもですけど、正論を言って、その議会在済んで出たときに記者が待ち受けて、どういう意味で、あなたは、そういう発言したんですかとよく問われることがあるわけですね。だから、傍聴席で発言することは、一個人として発言しているわけじゃないわけ。隣近所、友達・友人が、あれこれ言うのを聞いて、これはだめだねというのを聞いて、そして、傍聴席へ座って、こんな老人でも思わず声が出てしまうわけ。そしたら、閉会して出れば、記者が待っていて、どうして、ああいうこと言ったんですか、いや、だからこうこうこうですと言う。であるならば、個人的な場合は別にして、そういうことを言った者に対して、閉会した後で、議長なり会派の人が、その人に対してどういう趣旨だったんですかねと、詳しく教えてくださいと言う、そこまでの親切心があってもいいんじゃないですか。ただ、守衛がストップする、それで終わり、閉会で終わり、それでは何にもならないでしょう。これでは民主主義じゃないし、言論の自由でもないし、答えが全然出ない。

だから、今、委員長の話を聞いていても、これから検討します、検討します、それでは今後は傍聴なんか要らないです。ここは、こういうふうになつとるんですけど、何条、何条とあるんですけど、これはこういうふうにしますと、こういう方向で展開して、大体こういう案が出てますと、皆さんどうですかということ聞かれて、さあ皆さんどうですか、ああ、それはそうですねと。今、言ったように駐車場の件に関しても、こういう集会に関しては、特別の時間を設けましょうかと、そういうことも考えて当然いらないのではないかと。

〔発言する者あり〕

○岡下委員長 お答えになってるかどうか、最初の質問に対して、具体性がないのでないかというお話もいただきました。

冒頭に申し上げたように、あくまでも基本条例の素案という意味とあわせて、議員のあるべき姿、議会と市民との関係、市長の関係を方向性を示した条例であります。ただ、今、議論の最中でありまして。例えば、選択制の一问一答、議会報告会、あれだけでは何もできません。これを今後、どういう形でやっていくか、今、検討中でありまして。ただ、きょうの時点では素案の段階で、市民の皆さんの意見を聞くということでありまして。

また、傍聴について言われると、なかなか、私たちも議場には来ていただきました

い。その中で今、議員の発言、市長の発言の中で聞きとりづらくなれば、ルールの中で守衛さんがとめたことがあったんだろうと思います。その事情はお含みいただけたらと思います。

以上で回答とさせていただきます。

○吉峰副委員長 時間が大分、経過をいたしております。

先ほど来、多くの参加者から本当に貴重な御意見・御要望、また、御提言をいただきました。きょうの会合は、素案を皆さん方に説明するというございまして、来年4月1日から施行するわけですけれども、私どもとしては条例案の成案を12月議会に提出していこうと。それまでに、きょういただきました皆さん方の貴重な御意見、そして、市民の皆さん方から御意見を募っておりまして、かなり多くのパブリックコメントも出てきております。それらも含めて皆さん方から御理解いただけるような高松市議会基本条例をつくってまいりたいと、このように考えておりますので、また、今後におきましても、皆さん方から御意見を遠慮なく私どもに御提案、また、御要望いただいで結構かと思ひます。

きょう、時間の関係で本当に制限をして申しわけないわけでございすけれども、きょうの御意見を今後の議会運営、議会改革、運営に生かしてまいりたいと考へております。

以上をもちまして、本日の意見交換会を終わらせていただきたいと思ひます。

本当に、きょうは長時間にわたりましてありがとうございます。今後ともよろしくお願ひを申し上げます。ありがとうございます。

午後0時20分 閉会